

広島市中区選挙管理委員会告示第3号  
令和8年1月27日

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 甲斐野 正行